中川西小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定 (平成30年2月19日改定) (令和6年3月25日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通して行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の現実に向けても最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。 互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して 伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、 その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、 いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を 与えるものと認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1)委員会の構成員

構成員は、校長・副校長・児童支援専任・各学年児童指導担当者・養護教諭、その他関係教職員とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2)委員会の運営

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「いじめの未然防止」「早期発見・事案対処」「取組の検証」の重点に向けての中核を担い、年間計画に沿って実効的かつ組織的な対応を行う。また重大事態が起こった場合は、この組織が対応の中心となる。そして、年度末には方針の査定や見直し、取組について検証する。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、次のような取組を行う。

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知
- ・ 児童の主体的な取組への支援
- 一人ひとりが活躍することができる授業づくり、集団づくり

- 人権教育、道徳教育の推進
- ・ 「子ども社会的スキル横浜プログラム」の活用

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、 大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの 疑いをもって、早い段階から的確にかかわりをもち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に 認知することが必要である。

そのために次のような取組を行う。

- 毎月の「いじめ防止委員会」や職員会議でいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る 情報の収集と記録、共有。
- ・ 学校生活アンケートを年2回(6月、11月)行い、児童の実態把握をする。
- 全市統一いじめ解決一斉アンケートを実施し、必要に応じて児童との面談を行う。
- ・ 学校やクラスを地域に開き、様々な大人が子供たちを見守るために、保護者による授業ボランティアや 地域サポーターとの連携を図る。
- ・ インターネット上で行われるいじめに対しては、学校は情報モラル教育の推進による児童の意識の向上 や、関係機関と連携したネットパトロールを進め、状況を把握し、早期発見に努める。
- いじめの相談・通報の窓口の設置。

(3) いじめに対する措置

- いじめの疑いがあった段階で、情報の迅速な共有と組織的対応をする。関係児童に対するアンケート調 査、聴き取り調査等により事実関係の把握と対応方針の決定、記録。
- いじめを受けた児童及び保護者に対する支援、いじめを行った児童及び保護者への指導と支援。
- 保護者の協力、警察署等関係機関との連携といった対応を組織的に実施。

(4)いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・ 安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめ を受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、 確実に実行する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを 踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注 意深く観察する必要がある。

(5) 教職員等への研修

いじめ防止には、教職員が自ら自身の資質や専門性を高めるとともに、チームとして対応するための一致し た方針や認識に立つ必要がある。研修については、4月からの定期的なもの、夏季休業中などの時間をかけて じっくり取り組むなどを、計画的に効果的に研修をする。

(6)学校運営協議会等の活用

地域住民や保護者が学校運営に参画する「まち懇談会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・ 地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取 り組む。

(7) 取組の年間計画

5月	個人面談 まち懇談会
6月	アンケートの実施・分析 (YP アセスメント)・対応 中学校区学校・家庭・地域連携事業
7月	夏季研修会 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)教育相談
8月	横浜子ども会議 (区での話し合い)
11月	アンケートの実施・分析 (YP アセスメント)・対応
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組、いじめ一斉キャンペーン (アンケート・面談)
2月	第2回特別支援教育委員会(年度末振り返り及び方針の見直し)まち懇談会
3月	基本方針についての振り返り 必要に応じて見直すなど検証
年間	いじめ防止対策委員会(毎月・随時)いじめ見とりカードの実施(毎月)
	毎月の職員会議で児童理解の時間を設定し、学年ごとに児童の様子について全教職員で共通理解

4 重大事態への対処について

重大事態が起こってしまった場合、国や市の方針に基づき、次のように対応する。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

- ・報告 学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに「横浜市教育委員会」へ報告する。
- ・調査・報告 「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。そして、調査結果を横浜市教育委員会に報告する。
- **児童・保護者への報告** いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。